

浜田市まちづくりセンターの制度について

※ ①～③：条例等に規定する内容を含む ④～⑤：規定なし

項目	部会報告	市の方針等
① 設置目的	●センターは、自治体制度に代わる「(仮称)浜田市協働のまちづくり推進に関する条例」に基づく地域拠点施設とする。 ●センターは、地域住民の主体的なまちづくり活動を推進するとともに、地域で活動する人を育てる社会教育及び生涯学習を推進し、もって地域課題の解決等を図り、持続可能な地域社会の実現に寄与する施設とする。	◆浜田市まちづくりセンター(以下、「センター」という。)は、浜田市協働のまちづくり推進条例第 22 条の規定に基づく協働のまちづくりの活動拠点とする。 ※社会教育法に基づく公民館の位置付けはなくなる。 ●センターは、協働のまちづくりを推進するとともに、人材を育成する社会教育・生涯学習を推進することにより、誰もが幸せに暮らせる魅力ある地域社会を実現することを目的に設置する。
④ 名称等	●公民館が新たな地域拠点として変わることや新しいまちづくりの仕組みが始まることを広く周知するためにも、施設の名称は変更することが望ましい。 ●「コミュニティセンター」という名称は馴染みがなく分かりにくいことから、施設の正式名称としては、「まちづくりセンター」が適当と考える。ただし、「公民館」という名称が定着している実態等も踏まえ、各センターにおいて地域独自の通称等を掲げることも認めるべき。 〔意見〕公費による名称決定	◆正式名称は、「まちづくりセンター」とする。 例) 石見公民館 ⇒ 石見まちづくりセンター ●通称等の使用も可能とする。 例) 渡辺まちづくりセンター ⇒ ときわ会館
⑤ 管理	●センターの運営については、市長部局への移管が適当と考えるが、まちづくり活動や社会教育事業がより一層推進できる体制を構築することが求められる。 ●所管が市長部局と教育委員会にまたがる場合には、事務手続き等においてセンター職員の負担が増えないよう配慮すること。 〔意見〕 ・社会教育に係るプロジェクトチーム化または市長部局に社会教育担当部署を設けるなどの具体的な仕組みづくりを検討すること	◆センターは、市長部局が所管する。 ●社会教育を推進するため、市長部局に社会教育担当課を創設する。 ●市長部局の社会教育担当課の職員は、教育委員会との兼任とし、市長部局と教育委員会の連携強化を図る。